

## 水俣市企業派遣型地域活性化起業人（DX推進業務）募集要項

水俣市（以下「本市」という。）ではデジタル技術を活用し、市民サービスの向上と業務効率化を推進しています。これまでオンライン申請やAI-OCRなどを導入しており、今後は統合型GIS、RPAなどの更なるDXの推進を計画しています。

そこで、この取り組みを強化するために、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、本市の一員として、企画立案から庁内調整、実務遂行までを主体的に担い、本市のDX推進の取り組みに御協力いただける企業を次のとおり募集します。

### 1 事業概要

本市と三大都市圏内（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）もしくは三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（以下「派遣社員」という。）を派遣していただきます。

派遣された社員は、そのノウハウや知見を活かし、ICT分野の活用につながる次の業務に従事していただきます。

### 2 業務内容（予定）

- (1) 庁内における業務効率化のための支援（AI-OCR、RPA、ノーコードツール等の利活用推進）
- (2) 窓口における住民の利便性向上に資する施策検討、提案等
- (3) 職員等のデジタルリテラシー向上に資する施策検討、提案等
- (4) デジタルデバイド解消に資する施策検討、提案等
- (5) 既存のデジタルツールの新たな活用方法、様々なツールを横断的に活用するための施策検討、提案等
- (6) 統合型GIS導入のための支援
- (7) BPRに関する施策検討、提案等
- (8) その他庁内DXを推進するために必要な業務

### 3 募集条件

#### (1) 派遣形態

総務省「地域活性化起業人制度（企業派遣型）」に基づく、派遣元企業からの社員派遣（派遣元企業に籍を置いたままの派遣となります）。

#### (2) 派遣期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日（予定）

- ・具体的な受入開始月日は協議の上決定します。
- ・業務状況により派遣期間を更新する可能性があります。（最大3年間）

(3) 勤務場所

熊本県水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市役所

(4) 勤務時間・休日等

- ・勤務日数 週5日（月曜日から金曜日）
- ・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩：正午～午後1時）
- ・休日 土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・休暇 派遣元企業の就業規則等に基づき、業務に支障のない範囲で取得可能とします。ただし、各月において当月の本市開庁日の半分以上で業務に従事することとします。

(5) 募集人数

1名

(6) その他

- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- ・地方公務員法第34条の服務規程（守秘義務等）を遵守し、協調性を持って業務に取り組めること。
- ・企画立案から庁内調整、実務遂行までを主体的に担い、業務を遂行できること。

#### 4 派遣社員の要件

(1) 必須要件

- ・人材育成計画の策定や研修講師等の経験、またはそれらに準ずるノウハウを有すること。
- ・PCスキル（Word、Excel、PowerPoint等）を有し、資料作成等の事務処理を円滑に行えること。
- ・自治体において、DX推進、業務改革（BPR）、システム導入等の実務経験（2年以上）を有すること。

(2) 推奨要件

- ・IPA（情報処理推進機構）が実施する資格（ITスキル標準レベル2以上）を有すること。
- ・本市において業務を担う若手職員に対し、同世代の民間経験を通じて、業務改革への意識向上を図り、さらなる業務効率化を実現するため、20～30代の派遣社員を推奨する。

#### 5 応募企業の要件

次のすべての要件を満たす企業とします。

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）または指定都市等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後3月未満の者、企業等からの派遣の際、現に本市の区域に勤務する者を除く。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等の反社会的勢力と関わりがないこと。

## 6 費用負担

派遣社員の給与等は派遣元企業が支払い、本市は派遣元企業に対し、地域活性化起業人制度に基づく負担金を支払います。

負担金上限額：年額5,900,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※負担金には、派遣社員の給与、社会保険料、旅費、その他派遣に必要な経費相当額を含みます。

※具体的な金額及び支払方法は、派遣元企業と協議の上、協定書にて定めます。

## 7 申込手続

別紙「水俣市企業派遣型地域活性化起業人（DX推進業務）申出書」に必要事項を記入の上、企業概要書（会社パンフレット、または企業概要が分かる資料）の書類と併せて申込期間までにメールで提出してください。メールの件名は「【〇〇〇〇（社名等）】水俣市地域活性化起業人申出書の提出について」としてください。

## 8 申込期間

令和8年7月31日（金）午後5時まで

## 9 選考方法

ヒアリング等のうえ、本要項と一致する企業を選考します。

## 10 その他

- ・地域活性化起業人の要件等の詳細については、本要項に定めるもののほか、総務省の「地域活性化起業人推進要綱」に定めるところによります。
- ・本募集への応募に関する一切の費用は、派遣元企業の負担とします。
- ・選考内容は、原則として公表しません。また、選考結果に対する異議申立ては一切受け付けません。
- ・派遣元企業の決定後、業務内容や条件等について本市と協議を行い、双方合意の上で協定を締結します。

1 1 申込み・問い合わせ先

水俣市総務課情報政策係

住所：〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

E-mail：joho@city.minamata.lg.jp TEL：0966-61-1648